

利用料金一覧表<一般入所・ユニット型個室>

特別養護老人ホーム 松恵苑
令和4年10月1日

《介護保険》(介護サービス費)

①報酬単位 (1日)

要介護度	基本単位	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅱ口	小計	30日
要介護 1	747	46	4	18	815	24,450
要介護 2	813	46	4	18	881	26,430
要介護 3	885	46	4	18	953	28,590
要介護 4	950	46	4	18	1,018	30,540
要介護 5	1,015	46	4	18	1,083	32,490

※1. 加算の内容は、職員の配置等により変更する場合があります。

※2. 上記料金表には、介職員処遇改善加算、個別機能訓練加算は含まれておりません。

②その他の加算(1日) 1単位:10円

	単位	適用
初期加算	30	新規入所から30日間 30日を超える病院、診療所への入院後に再度入所した場合 短期入所利用者が日を空ける事無く一般入所した場合は、短期入所利用日数分を差引いて算定します
外泊時費用加算	246	入院または外泊された場合に算定します。1ヶ月6日を限度とし、入院・外泊の初日、最終日は除きます
療養食加算	6	厚生労働大臣が定める食事を提供した場合、1回につき左記を算定。1日3回を限度。
経口移行加算	28	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合に算定します
経口維持加算Ⅰ	400/月	食事を経口摂取している利用者に対して、医師の指示に基づき、食事観察及び会議を多職種で行い、個別に経口維持計画を作成し、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行っている場合に算定します
経口維持加算Ⅱ	100/月	当施設が協力歯科医療機関を定めた上で経口維持加算Ⅰを算定しており、且つ経口維持加算Ⅰにおいて行う食事観察及び会議等に、人員基準に規定しない医師、歯科医師等が参加した場合に、経口維持加算Ⅰに加えて算定します
看取り介護加算(1)	144	看取り介護の体制ができていて、死亡日4日以上30日以下について、看取り介護を行った場合に算定します
看取り介護加算(2)	680	看取り介護の体制ができていて、死亡日の前日及び前々日について看取り介護を行った場合に算定します
看取り介護加算(3)	1,280	看取り介護の体制ができていて、死亡日について看取り介護を行った場合に算定します
個別機能訓練加算	12	機能訓練指導員による個別機能訓練の計画、訓練、評価を行った場合に算定します
生活機能向上連携加算	200	1月:外部のリハビリテーション専門職と連携し、計画的にリハビリテーションを実施。
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 8.3%	介護職員の処遇改善への取り組みを行っています (区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等 特定処遇改善加算Ⅰ	総単位数の 2.7%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています (区分支給限度基準額の算定対象から除外する)
介護職員等 ペーパードアップ等支援加算	総単位数の 1.6%	介護事業所職員の処遇改善への取り組みを行っています (区分支給限度基準額の算定対象から除外する)

※3. 1単位10円の計算となります。

※4. 介護サービス費の利用負担割合は、利用者様の所得により、サービス総単位数の1割、2割または3割の負担となります。

《自己負担》単位:円

金銭管理費	50	1日
居住費	2,006	1日
食費	1,445	1日

朝:405円 昼:520円 夕:520円

負担限度額段階(保険者(市町村)に負担限度額認定申請書を提出し認定された段階になります。) 単位:円

段階	居住費	食費	30日
第4段階	2,006	1,445	103,530
第3段階②	1,310	1,360	80,100
第3段階①	1,310	650	58,800
第2段階	820	390	36,300
第1段階	820	300	33,600

高額介護サービス費

	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

→同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額を設定(446,400円)

※1. 高額介護サービス費とは、1ヶ月に支払った利用者負担の合計額が上限を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。

※2. 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担合計額の上限額を指しています。

※3. 「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指しています。

・その他

社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

※1. 軽減を希望される利用者様は、市町村に申請して確認証の交付を受ける必要があります。

※2. 軽減の程度は、利用者負担金額の1/4(高齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者は全額)